

税制改正

平成 27 年の税制改正は例年に比して非常に多くの改正となっております。以下の主だった項目にそれぞれの概要を記載しました。

《税制改正全体像》

I. 個人所得税

- 1 NISA の拡充
- 2 大深度地下の借地権課税の創設
- 3 国外転出者課税の創設
- 4 国外扶養親族の書類の添付
- 5 ふるさと納税の拡充
- 6 健康保険料の上限の引上げ

II. 資産課税

- 7 住宅取得資金の非課税制度の拡充
- 8 結婚・子育て資金の非課税制度の創設
- 9 事業承継制度の拡充
- 10 空き屋住宅の固定資産税の軽減除外
- 11 小規模企業共済制度の改正

III. 法人課税

- 12 法人税率の引下げ
- 13 欠損金の繰越控除制度の見直し
- 14 受取配当金等の益金不算入制度の見直し
- 15 外形標準課税の見直し
- 16 地方拠点強化税制の創設

IV. 消費税

- 17 税率引き上げ時期の延期
- 18 国境を越えた役務提供に対する課税の見直し

V. その他

- 19 たばこ税の見直し
- 20 車体課税の見直し
- 21 財産債務明細書の提出基準の見直し
- 22 マイナンバー制度の導入
- 23 他

I：個人所得課税

1. NISA（平成28年1月1日から）

①未成年者NISAの創設（NISAは、20歳以上の者が対象）

①平成28年から各年において20歳未満の者が開設した未成年者口座における上場株式等の配当、売却益について課税をしない。

②毎年80万円を取得価格の上限とする。

③18歳以下の場合、当口座から引き出しが出来ない。

④平成28年分以降の取得価格の限度額を120万円とする。（現行100万円）

2. 大深度地下の公共的使用の借地権（平成27年4月1日以後の設定から）

借地権設定の対価を譲渡所得として課税する。

（地表から40m以上又は、建築物の支持基盤から10m以上の地下について）

3. 国外転出者に対する課税（平成27年7月1日から）

①国外転出する者が1億円以上の有価証券等を持っていた場合、国外転出時において当該有価証券等の譲渡をしたものとみなして所得の課税をする。

②非居住者に対し贈与、相続・遺贈により有価証券等を移転した場合には、その時に有価証券等の譲渡又は決済があったものとみなし、所得の課税をする。

4. 国外親族の扶養控除等の書類の添付（平成28年1月1日から）

給与等の年末調整又は確定申告において、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合、公的機関が発行する親族であることを証する書類、送金関係書類を添付しなければならない。

5. ふるさと納税

①控除限度額を住民税所得割の2割とする。（現行1割）（平成28年分から）

②ふるさと納税のストップ特例制度（平成27年4月1日以降の寄付から）

寄付先の地方公共団体が寄付者に代わって控除申請ができる。

6. 国民健康保険税

①基礎課税額に係る限度額を52万円とする。（現行51万円）

②後期高齢者支援均等課税額に係る限度額を17万円とする。（現行16万円）

③介護納付金課税額に係る限度額を16万円とする。（現行14万円）

Ⅱ：資産課税

7. 住宅取得等資金の贈与の非課税

直系尊属から受けた住宅取得等資金の贈与税の非課税の範囲を次の通りとする。

①消費税率 10%で住宅取得等を契約した者

住宅家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外 住宅用家屋
平成 28 年 10 月 ～ 平成 29 年 9 月	3,000 万円	2,500 万円
平成 29 年 10 月 ～ 平成 30 年 9 月	1,500 万円	1,000 万円
平成 30 年 10 月 ～ 平成 31 年 6 月	1,200 万円	700 万円

②消費税率 10%以外で住宅取得等を契約した者

住宅家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外 住宅用家屋
～ 平成 27 年 12 月	1,500 万円	1,000 万円
平成 28 年 1 月 ～ 平成 29 年 9 月	1,200 万円	700 万円
平成 29 年 10 月 ～ 平成 30 年 9 月	1,000 万円	500 万円
平成 30 年 10 月 ～ 平成 31 年 6 月	800 万円	300 万円

8. 結婚・子育て資金の一括贈与（平成 27 年 4 月 1 日から）

①20 歳以上 50 歳未満の者が、直系尊属から次の資金に充てるために一括して 1,000 万円以下の信託受益権等の贈与を受けた場合、贈与税を課さない。

・結婚費用、住居費用、妊娠出産、子供の医療費・保育料

②受贈者が 50 歳に達した時に残額がある場合、残額に贈与税を課す。

③贈与者が死亡した時は、相続税を課す。（二割加算の対象外とする）

9. 非上場株式等の贈与税・相続税

経営贈与承継期間経過後に 2 代目である受贈者が 3 代目である後継者へ特例非上場株式等を贈与し、3 代目である後継者が贈与税の納税猶予制度を受けるときは、2 代目が適用を受けている当該株式等に係る猶予税額を免除する。

10. 固定資産税・都市計画税

空屋等対策に基づく土地について、住宅用地に係る固定資産税等の特例処置の対象から除外する。

11. 小規模企業共済

小規模企業共済制度の一時金について、相続税法上の相続財産（退職手当金等）として課税対象とするとともに、法定相続人 1 人当たり 500 万円までの非課税の対象とする。

Ⅲ：法人課税

12. 法人税率の引き下げ（平成 27 年 4 月 1 日開始事業年度から）

①23.9%（現行 25.5%）

②中小法人の所得金額のうち 800 万円以下の部分に対する税率は 15%（現行 19%を特例で 15%）

13. 欠損金の繰越控除制度

(1) 欠損金の繰越控除限度額の引き下げ（中小法人等を除く）

①平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度について、繰越控除前の所得の金額の 100 分の 65 相当額を限度とする。（現行 100 分の 80）

②平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について、繰越控除前の所得の金額の 100 分の 50 相当額を限度とする。

(2) 欠損金の繰越期間の改訂

10 年に延長する。（現行 9 年）

14. 受取配当等の益金不算入割合の改訂

株式の保有割合により、益金不算入割合が多くなり、2 重課税となる割合が多くなる。

15. 外形標準課税の拡大（平成 27 年 4 月 1 日から）

資本金 1 億円超の普通法人の法人事業税・地方法人特別税の税率を改定する。

16. 地方拠点強化税制の創設（3 大都市周辺は対象外）

①地方拠点強化実施計画の承認を受けたものが計画に記載された建物等を取得等をした場合、特別償却または税額控除を受ける事ができる。

②地方拠点強化実施計画に従って移転又は新增設した事業所における雇用者数が増えた場合、税額控除ができる。

Ⅳ：消費税

17. 10%引き上げ時期

平成 29 年 4 月 1 日とする。

18. 国境を越えた役務提供に対する課税の見直し（平成 27 年 10 月 1 日から）

①対象取引

電気通信回線を介して行われる役務の提供について、内外判定基準を役務の提供を受ける者の住所地等とする。

②課税方式の見直し

当該役務の提供を受ける事業者が納税義務者となる。

国外事業者は、当該役務提供に際し、あらかじめ、役務提供を受ける事業者が消費税の納税義務者となる旨を表示しなければならない。

③国外事業者が納税義務者となる場合

国外事業者が行う消費者向け電気通信役務の提供については、国外事業者が納税義務者となる。

V：その他

19. たばこ税の見直し

平成 28 年 4 月 1 日から毎年段階的に税率を上げていく。

20. 車体課税の見直し

エコカー減税を 2 年間延長する。

VI：納税環境整備

21. 財産債務調書の提出基準（平成 28 年 1 月 1 日以降に提出する調書について）

①その年分の所得金額が 2,000 万円超

②12 月 31 日において有する財産の合計額が 3 億円以上

③国外転出する場合の対象資産が 1 億円以上

※財産債務調書の提出の有無等により、所得税又は相続税に係る過少申告加算税等を加減算する。

22. マイナンバー制度の導入（番号利用法の施行の日から）

銀行等は個人番号および法人番号によって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務が生じる。

23. 税務書類をスキャナ保存（平成 27 年 9 月 30 日以降に行う承認申請から）

契約書、領収書等の税務書類をスキャナ保存できることとする。ただし承認が必要。

24. 期限後申告書の提出（平成 27 年 4 月 1 日以後に法定申告期限が到来するものから）

期限内申告書を提出する意思があったと認められるものにつき無申告加算税を課さないこととする制度について、適用対象となる期限後申告書の提出期限を法定申告期限から 1 月以内とする。（現行 2 週間以内）